

すべての障害のある人が 安心して暮らすことのできる 社会を実現するために

障害のある人の人権を尊重し
県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

思いやりのための フックレット





このブックレットは、

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、すべての県民が、障害の特性や多様性を理解するとともに、障害のある人へ適切に対応できるよう、作成したものです。

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これに伴い、本県においても同日付で「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されました。

この障害者差別解消法や県条例が成立した背景には、2006 年（平成 18 年）12 月に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の存在があります。

障害のある人に対する差別の禁止や障害のある人の尊厳と権利の保障を定めたこの障害者権利条約を批准するにあたり、国内では関連する法の整備が進められてきました。

しかしながら、各種障害保健福祉施策が進展する一方で、まだまだ障害や障害のある人に対する理解不足などから、障害があることを理由に不利益な扱いをされるなど、様々な場面で暮らしにくさを感じている人も少なくありません。

また、障害は多種多様で、障害の現れ方も一律ではありません。外見からわからない障害のために、理解されずに苦しんでいる人もいます。

このブックレットは、日々の生活の中で配慮すべき事項をわかりやすくまとめ、生活全般における対応の具体例を提示するとともに、様々な障害の特性についてもわかりやすく説明したものです。

より多くの皆さんに、このブックレットを活用していただき、それぞれの立場から、障害者差別解消に向けて、障害のある人とない人が共に交流し、支え合う共生社会を実現していきたいと考えています。

知っておこう

法律や条例は、なぜ、どうしてつくられたのか？

2006年
(平成18年)

障害者権利条約

が国連総会で採択される

障害のある人が生まれながらにして持っている人権や基本的自由を確かなものとし、障害のある人の尊厳を尊重することを目的として、障害者の権利を実現するため

2007年
(平成19年)

日本が署名

平成23年 障害者基本法改正
平成23年 障害者虐待防止法制定
平成24年 障害者総合支援法
※障害者自立支援法改正
平成25年 **障害者差別解消法制定**
※基本法第4条障害者差別の禁止を具現化
平成25年 障害者雇用促進法改正

国内の
法整備

2014年
(平成26年)

日本が批准 (契約締結)

国内での効力が発生

法制定を受けて

2016年
(平成28年)

障害者差別解消法

4月1日施行

富山県

議員提案

策定

関係機関・
団体等の意見

県条例

障害のある人の人権を尊重し
県民皆が共にいきいきと輝く
富山県づくり条例

平成26年12月17日 公布

平成28年4月1日 施行(法と同日)

障害のある人の より良い生活と安心な暮らしのために

障害のある人に対する**差別**をなくさなければなりません

差別を
なくすために

してはいけないことは？

不利益な取扱い

障害があることを理由に、
障害のない人と異なる対応をすること

たとえば…

※盲導犬、聴導犬、介助犬など

障害がある、車いすや杖を使用している、補助犬*を同伴している

ということなどを
理由に…

- 入店することや施設・建物を利用することを拒否（制限）する
- 必要がないのに付き添いを求める、必要なのに付き添いを拒否する
- 条件を付ける、順番を後回しにする、乗車拒否をする など

差別を
なくすために

しなければならないことは？

合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める
意思表示があったときに
障害のある人の障害の状態や、その人に応じた
手助けをすること

たとえば…

手話、筆談、誘導、点字、読み上げ、わかりやすい説明、
設備（スロープ、エレベーター、トイレ、点字ブロック、駐車場） など

「やむを得ず」障害のない人と違う
対応をしなければならないとき

「負担が重すぎて」手助けを
することができないとき

その理由を説明しましょう

話し合っ、代わりにできることを
考えることも大切です

差別を
なくすために

障害について理解をしましょう

病気にかかったり、事故に遭ったりすることで
誰でも「障害のある人」になる可能性があります

身体障害

(肢体、視覚、聴覚、内部)

P5 ~

知的障害

P15 ~

精神障害

P17 ~

同じ障害でも、

程度の重い軽いや症状の違いなど

個人差があります

難病

P23

発達障害

P20 ~

複数の障害を併せ持つ人もいます

高次脳機能障害

P23

その他の障害



見ただけではわからない障害のために、
傷ついたり苦しい思いをしたりしている人もいます

「わからないから」かかわることを避けるのではなく、
一声かけて、どうすればいいのかを聞きましょう

障害を理解し配慮をすることで、
障害のある人のできることが増えます

付き添いの人がいっても、本人に話しかけましょう

大人の人に幼児言葉を使うのはやめましょう



肢体不自由 の特性と適切な対応

車いすが通れるように、通路のスペースを確保する



高いところの物を取ったり、落ちた物を拾ったりして手渡す

エレベーターや券売機など機器の操作に困っていたら手伝う

病気や事故などによって、手や足に欠損、麻痺、筋力低下などがあり、日常の動作（移動や作業など）が困難

電車やバスに車いすの人が乗車してきたら、スペースをあける

段差や階段のあるところでは、スロープをつける、マンパワーで持ち上げるなど移動の配慮をする



その人の高さに合わせた目線で話す



肢体不自由

のある人への 合理的配慮の例

建物の入り口が狭く、
段差もあって、車いすで
入ることができない

了解を得たうえで、荷物の
搬入口から入ってもらった

各種会場等で、車いすの
まま席に着きたい

車いすのまま出入りが
しやすいスペースを確保した

自分で書類の記入ができ
ないので代筆してほしい

十分に本人の意向を確認した
うえで、複数の店員が立会い、
代筆した

支払い時、財布から小銭
を取り出すことが難しい

本人に確認しながら、店員が
小銭を取り出して、会計した

自分で書類に
記入できない



財布から小銭を
取り出せない



間違いは
ありませんか？



540円なので、
500円玉1枚と
10円玉4枚
出しますね

内部障害 の特性と適切な対応

医療的対応が
必要な場合が多い

薬の服用が適切に続け
られるよう配慮する



人工肛門（ストーマ）等
を使用している場合、
排泄処理への配慮が必要

内臓や呼吸器、
免疫の機能が
低下している状態で、
生活の様々な面で
支障があるが、
外見ではわかりにくい

呼吸機能障害のある人と
話をするときは、
息苦しくならないように
楽な姿勢に配慮する

ペースメーカーは電気や磁力の影響を
受けるため、電車やバス等で携帯電話を
使用する場合はルールやマナーを守る

風邪などの感染する
おそれがある病気を
うつさないようにする

見た目ではわからないことが多いので、
辛そうにしていたり、苦しそうに
していたりする人がいたら、声をかける

ヘルプマーク（裏表紙参照）
を着けた方を見かけたら、
電車・バスの中で席を譲る



大丈夫ですか？
どうしたら楽になりますか？

内部障害

のある人への 合理的配慮の例

定期的な通院のため、
授業や試験を欠席する
ことが多くなる

担当教員の間で情報共有を
行い、レポート提出で代替
できるようにした

定期的な通院のため、
通常の休暇制度では
日数が足りない

通院のために使用できる休暇
制度を導入した

薬の数が多いため、服薬
時に他人の目が気になる

空いている部屋を使用して
服薬できるようにした

長時間の立ち作業は、
体調に不安がある

業務内容の変更を検討した

勤務時間中に休憩する
場合、周囲の目が気にな
るため、横になれる
スペースがほしい

職場とは区切られた場所に
休憩スペースを設け、
簡易ベッドを設置した
また、理解を促すため
職場研修を行った

人目を気にしなくていいように
別室や職場とは区切られた場所を
設けました

理解を促すための
職場研修を行いました

人目を気にせず
薬を飲んだり
休憩できたら…



視覚障害 の特性と適切な対応

まず、コミュニケーションをとる方法を聞く
(点字が読めない人もいる)



急に腕をつかむなどすると驚くので、まず一声かける

誘導するときは、ひじか肩をもってもら

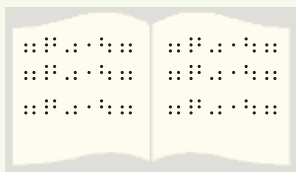
全く見えない、ぼやける、部分的に見えないなど
症状に個人差がある

各種案内等は、文字や画像だけでなく、音声による案内も併せて行う

説明するときは「あれ」「これ」「それ」などの指示語ではなく、「右」「左」「正面」「後ろ」など情報を具体的に伝える



書類などは、読み上げたり、点字のものを用意するなどして内容を伝える



前に進みます
右に曲がります
下りの階段が3段あります

